



会員各位

(一社)西新井青色申告会
会 長 矢ノ倉利明

源泉相談会・減額申請相談会のお知らせ

下記日程にて源泉税・減額申請の相談会を同時に行います。給与を支給されている方や、予定納税の減額申請を希望される方は、会員証の右側に記載されている支部番号を確認の上ご来局ください。なお、裏面の注意を必ずお読みの上書類を忘れずにご持参ください。納付を希望される方のために、源泉税の預かり手続きも行っています。

◎相談日及び受付時間

月 日	受付時間	
	午前9時～11時	午後1時～4時
6月29日(木)	4・タクシ-第1 支部	17・24 支部
30日(金)	8・タクシ-第2 支部	1・6 支部
7月 3日(月)	14 支部	16・21 支部
4日(火)	3 支部	5・20 支部
5日(水)	11・19 支部	7・9 支部
6日(木)	15 支部	2・23 支部
7日(金)	別地区 支部	10・18 支部
8日(土)	22 支部	
10日(月)	12・13 支部	

注意：7月8日(土)、10日(月)の受付は11時までです。

この相談会に出席しないと年末調整ができませんので、必ずご出席ください。

◎会場 西新井青色申告会館

◎駐車場が狭いため車での来局はご遠慮ください。

e-Tax を利用されている方にお勧めします!

事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して徴収高計算書(納付書)データを申告会から送信することができます。また、届出をした預貯金口座から振替手続をすることもできます。これを国税ダイレクト方式電子納税といいますが、もちろん納税額が無くても利用することができます。

すでに、ほとんどの会員の皆様は e-Tax を利用されていますので、金融機関の口座番号と「金融機関お届け印」を当会へお持ちいただければ、簡単に利用できる手続きです。

とくに、現金納付の危険性や納付日などの問題もあるため、源泉税の納税額のある方には、この方式をお勧めします。

源泉相談会について

(給与の支給人員が常時10人未満で「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出している場合)

- 対象者— ①従業員(アルバイトを含む)を使っている方
②専従者給与を支払っている方
①②の方は源泉徴収義務者といわれ、税金がかかる、かからないに関係なく源泉税に関する書類を作成することになっています。

納付期限— 7月10日(月)
10日以降に納付すると加算税、延滞税等がかかる場合がありますのでご注意ください。給与の支給人員が常時10人以上の場合は、支払った月の翌月10日までに納付しなければならないのでご注意ください。

- 持参書類— ①平成29年分源泉徴収簿
②平成29年分扶養控除等(異動)申告書
③平成28年分源泉徴収簿と納付書
④会員証
⑤今期の納付書(今期の納付書は、昨年中に税務署より送られています)
⑥印鑑
☆①②のない方は雇人・専従者の氏名、住所、各人の月別給与、扶養家族の人数・氏名・生年月日等を調べてきてください。

支払方法— 相談と同時に当会でも納付ができます。

予定納税の減額申請相談会について

- 対象者— 予定納税の義務がある人で、事業の不振、休止、又は医療費等の支出により今年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる方
☆減額申請を予定されている方は、必ず期限までに申請書を提出してください。提出しませんでしたと通知書に記載されている税額を支払うこととなります。又、支払期限がすぎると延滞税がつきます。ご注意ください。

- 持参書類— ①予定納税通知書
②平成29年分帳簿類一式(6月まで記帳済のこと)
③平成28年分決算書控、確定申告書控
④固定資産台帳
⑤会員証
⑥印鑑

相談期限— 7月10日(月)まで

提出期限— 7月18日(火)

土曜日も記帳相談をやっています!

当会では11月から3月の相談会シーズンの混雑緩和のため、基本的な記帳相談は4月から10月に限って対応しております。この期間中の記帳相談は説明会方式ではなく、個人別で回数や時間に制限もありません。

また、この期間中は、土曜日も1時間の時間制限はありますが、完全予約制で毎月第3土曜日(午前中のみ)に相談をお受けしております。ぜひ、ご利用ください。

なお、予約は3日前までをお願いいたします。

〔電話 3885-4105〕